

在宅重度要介護者等タクシー助成のご案内

1 対象者

- (1) 在宅ねたきり老人登録をされている方
- (2) 認知症老人登録をされている方



- ※ 障がい福祉課で支給している「福祉タクシー利用券」、「自動車燃料費助成」との重複利用はできません。
- ※ 譲渡や換金は禁止しています。
- ※ 死亡・市外への転出の場合は使用できません。速やかに返却してください。

2 申請手続き

- ・タクシー券の交付を受けるには、事前に申請が必要です。
- ・タクシー券の交付は、年度ごとに1回までです。使い切ってしまった場合や、紛失してしまった場合等の再交付はできません。

3 有効期間

- ・発行日からその年度の年度末（3月31日）まで利用できます。期限を過ぎたものは利用できません。
- ・期限を経過したタクシー券の使用や残ったタクシー券の精算はできません。

4 利用方法

○タクシー券の利用前に

- ・市と協定を結んでいるタクシー会社で、タクシー券が利用できます。
- 伊勢原市のタクシー券が使えるか、乗車前にタクシー会社へご確認ください。
- ※介助が必要な場合は、ご家族等の付き添いをお願いします。

○タクシー券での運賃支払について

- ・おつりは出ませんので、端数がある場合は、タクシー券とあわせて現金でお支払いください。

5 タクシー券交付枚数

- ・500円券を月4枚交付します。（1年間48枚：年額24,000円）
- ※年度の途中で申請があった場合は、申請のあった日の属する月からの交付になります。

【お問合せ先】

伊勢原市役所 長寿介護課 電話 0463-94-4724（直通）FAX0463-94-2245